

14 議案第15号関係

八戸地域広域市町村圏事務組合規約 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

変 更 案	現 行																				
<p>(基金の設置) 第12条 略 2 基金は、関係市町村が<u>出資金としての権利を放棄した金銭</u>及び青森県からの<u>助成金</u>により積み立てるものとする。</p> <p>(処分の制限) <u>第13条</u> 基金に積み立てた青森県からの助成金に相当する額は、処分することができない。<u>ただし、青森県の承認を得た場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(基金の設置) 第12条 略 2 基金は、関係市町村からの<u>出資金</u>及び青森県からの<u>助成金等</u>により積み立てるものとする。</p> <p>(<u>出資金の額</u>) <u>第13条</u> 関係市町村の出資金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(処分の制限) <u>第14条</u> 基金に積み立てた<u>関係市町村からの出資金及び</u>青森県からの助成金に相当する額は、処分することができない。<u>ただし、関係市町村からの出資金に相当する額については、法第96条第1項第10号に基づく関係市町村の議会の議決を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(<u>基金財産に対する関係市町村の権利</u>) <u>第15条</u> 組合が解散する場合又は組合から脱退する場合の基金に属する財産に対する<u>関係市町村の権利は、関係市町村の出資の割合による。</u></p> <p><u>別表 (第13条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="837 1205 1412 1585"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>出資金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市</td> <td>64,408千円</td> </tr> <tr> <td>三戸町</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>五戸町</td> <td>6,915</td> </tr> <tr> <td>田子町</td> <td>3,717</td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td>8,174</td> </tr> <tr> <td>階上町</td> <td>3,810</td> </tr> <tr> <td>新郷村</td> <td>2,769</td> </tr> <tr> <td>おいらせ町</td> <td>5,507</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	出資金の額	八戸市	64,408千円	三戸町	4,700	五戸町	6,915	田子町	3,717	南部町	8,174	階上町	3,810	新郷村	2,769	おいらせ町	5,507	合計	100,000
市町村名	出資金の額																				
八戸市	64,408千円																				
三戸町	4,700																				
五戸町	6,915																				
田子町	3,717																				
南部町	8,174																				
階上町	3,810																				
新郷村	2,769																				
おいらせ町	5,507																				
合計	100,000																				

(第2条関係)

変 更 案	現 行																								
<p>(組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる関係市町村に係る事務とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="175 436 542 504">1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務</td> <td data-bbox="550 436 774 616">八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 504 542 761">2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 761 542 907">3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務</td> <td></td> </tr> </table>	1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町	2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務		3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務		<p>(組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる関係市町村に係る事務とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="805 436 1181 582">1 八戸地域広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務</td> <td data-bbox="1189 436 1412 616">八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 582 1181 649">2 消防（消防団事務を除く。）に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 649 1181 907">3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 907 1181 1052">4 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務</td> <td></td> </tr> </table>	1 八戸地域広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町	2 消防（消防団事務を除く。）に関する事務		3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務		4 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務											
1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町																								
2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務																									
3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務																									
1 八戸地域広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町																								
2 消防（消防団事務を除く。）に関する事務																									
3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務																									
4 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務																									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="175 1131 542 1198">4 し尿処理施設に関する事務</td> <td data-bbox="550 1131 774 1276">八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 1198 542 1310">5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 1310 542 1556">6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 1556 542 1702">7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 1702 542 1780">8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 1780 542 1859">9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務</td> <td></td> </tr> </table>	4 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）	5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務		6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務		7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務		8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務		9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="805 1131 1181 1198">5 し尿処理施設に関する事務</td> <td data-bbox="1189 1131 1412 1276">八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1198 1181 1310">6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1310 1181 1556">7 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1556 1181 1702">8 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1702 1181 1780">9 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1780 1181 1859">10 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務</td> <td></td> </tr> </table>	5 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）	6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務		7 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務		8 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務		9 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務		10 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務	
4 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）																								
5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務																									
6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務																									
7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務																									
8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務																									
9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務																									
5 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）																								
6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務																									
7 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務																									
8 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務																									
9 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務																									
10 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務																									
	<p>第5章 ふるさと市町村圏基金 (基金の設置) 第12条 八戸地域広域市町村圏の計画的及び一体的な振興整備を図るため、条例で定めるところにより、八戸地域広域ふるさと市町村圏基</p>																								

変 更 案	現 行
	<p><u>金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 基金は、関係市町村が出資金としての権利を放棄した金銭及び青森県からの助成金により</u> <u>堰み立てるものとする。</u></p> <p><u>（処分の制限）</u></p> <p><u>第13条 基金に積み立てた青森県からの助成</u> <u>金に相当する額は、処分することができない。</u> <u>ただし、青森県の承認を得た場合は、この限り</u> <u>でない。</u></p>